







### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 入院中の生活保護費について

処分庁は、審査請求人の入院期間が1か月を超えることが見込まれたため、平成29年8月1日付けで、一般生活費の認定を居宅基準生活費から入院患者の基準生活費へ変更したものである。

生活扶助費の認定額は、入院患者日用品費22,680円に母子加算18,990円と児童養育加算10,000円を加えた51,670円であり、住宅扶助費50,000円と教育扶助費(基準額5,040円+学習支援費4,450円)との合計111,160円が8月の最低生活費の認定額となり、児童扶養手当42,290円と児童手当10,000円を収入充当した58,870円を支給額とした処分庁の決定に誤りは認められない。

##### (2) ○○の基準生活費の停止について

審査請求人の○○が審査請求人の入院を契機として児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条による一時保護が行われたため、処分庁は、一時保護期間中の○○の最低生活費を満たすだけの処遇は児童福祉法により賄われることから、審査請求人が入院している間、○○の基準生活費の算定は不要と判断したものである。

##### (3) まとめ

以上のとおり、処分庁が、審査請求人の入院に伴い、一般生活費の認定を変更し、○○の基準生活費の算定を停止した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

##### (4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 第4 調査審議の経過

平成30年	8月27日	諮問書の受領
平成30年	8月30日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月19日 口頭意見陳述申立期限：9月19日
平成30年	9月10日	第1回審議
平成30年	9月18日	審査会から処分庁に対し回答の求め(回答書：平

成30年9月27日付け〇〇〇第000663号)

平成30年 9月19日	口頭意見陳述申立書の受領
平成30年10月 1日	第2回審議、審査請求人の主張書面の受領
平成30年10月22日	審査請求人の口頭意見陳述実施、第3回審議
平成30年11月12日	第4回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、「保護の補足性」について規定しており、第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定め、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第9条は、「必要即応の原則」について規定しており、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と定めている。
- (4) 法第12条は、「生活扶助」について規定しており、前文において、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる」と定め、第1号において、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」と定めている。
- (5) 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)別表第1第2章の6は、「3歳以上(中略)の児童であつて中学校終了前のもの(中略)(第1子及び第2子)の児童養育加算(月額)を10,000円」と定めている。
- (6) 保護基準別表第1第2章の8の(1)は、「母子加算の加算額(月額)における入院患者の児童1人の額を18,990円、在宅者(1級地)の児童1人の額を22,790円」と定めている。
- (7) 保護基準別表第1の第3章の1の(1)は、「入院患者日用品費の基準額(月額)を22,680円以内」と定めている。同(2)は、「入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。」と定め、アにおいて、「病院又

は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）に1箇月以上入院する者」と定めている。

(8) 保護基準別表第2は、「教育扶助基準の〇〇〇に係る基準額（月額）を4, 290円、学習支援費（月額）を4, 450円」と定めている。

(9) 局長通知第7の2の(1)のイは、「同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき（保護受給中の者で入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を算定されていたものが、月の途中で退院又は退所する場合をいう。）における居宅基準生活費は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、保護の基準別表第1第1章の3に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様とすること。」と定めている。

(10) 局長通知第7の2の(3)のアは、「病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。（後略）」と定めている。

(11) 局長通知第7の2の(3)のエは、「保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとする。」と定めている。

(12) 局長通知第7の3の(2)は、「教育費」として「学級費等・〇〇〇等の月額を750円以内」と定めている。

(13) 児童福祉法第33条第1項は、「児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」と定めている。

(14) 児童福祉法第50条第1項は、前文において、「次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。」と定め、第8号において、「一時保護に要する費用」と定めている。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

(1) 平成26年7月25日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護

を開始した。

- (2) 平成29年7月18日付けで、処分庁は、C病院からの連絡により同日付で審査請求人が同病院へ入院となったことを確認した。
- (3) 平成29年7月19日付けで、処分庁は、Aセンターに連絡を行い、審査請求人の子(〇〇)が同日付で児童福祉法第33条により一時保護されたことを確認した。また、同日、処分庁は、C病院に審査請求人の入院見込期間について問合せを行い、6か月間の見込みであることを確認し、同月28日にC病院より返送された医療要否意見書においても、同様の入院見込期間であることを確認した。
- (4) 平成29年7月26日付けで、処分庁は審査請求人に対し、同年8月1日より、審査請求人の入院に伴い、審査請求人の生活扶助費を入院患者日用品費で計上するとともに母子加算額を入院患者の基準額で計上し、〇〇の一時保護に伴い、〇〇の生活扶助費の計上を停止する本件処分を行った。
- (5) 平成29年9月4日、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

### 3 判断

- (1) 審査請求人は、第2の1のとおり、平成29年8月1日付けで一般生活費の認定を居宅基準生活費から入院患者の基準生活費へ変更し、生活保護費を58,870円とした本件処分は、違法であり、不当であるため、その取消しを主張する。
- (2) 本件についてみると、処分庁は、生活保護費の算定方法について、C病院から審査請求人がC病院に入院になった旨の連絡を受けて、C病院への入院見込み期間が6か月である旨を事前の電話確認及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による書面確認を行った上で、審査請求人がC病院に入院した日(平成29年7月18日)の属する月の翌月の8月から、審査請求人の生活扶助費120,780円を前記第5の1の(7)のとおり入院患者日用品費22,680円(a)で計上し、これに伴い、前記第5の1の(6)のとおり母子加算額を在宅者の基準額22,790円から入院患者の基準額18,990円(b)へ計上変更したことが認められる。

また、審査請求人の入院をきっかけとして、〇〇が児童福祉法に基づき一時保護所へ入所となり(第5の1の(13))、〇〇の生活に要する費用は、同法に基づき支弁されることとなったことから(第5の1の(14))、審査請求人の入院した日の属する月の翌月の8月から〇〇の生活扶助費を停止し、前記第5の1の(5)のとおり児童養育加算10,000円(c)、住宅扶助費50,000円(d)、前記第5の1の(8)のとおり教育扶助費(基準額)4,290円(e)、前記第5の1の(8)のとおり教育費(学習支援

費) 4, 450円 (f)、前記第5の1の(12)のとおり教育扶助費(学級費等・〇〇〇等) 750円 (g) を計上し、最低生活費は、(a) から (g) までを合計した111, 160円 (h) を8月分の最低生活費として算定したことが認められる。

審査請求人には、児童扶養手当42, 290円と児童手当10, 000円が支給されていることから、これらを合算した52, 290円 (i) を収入認定額とし、生活保護費支給額は、最低生活費111, 160円 (h) から収入認定額52, 290円 (i) を減じた58, 870円と算定したことが認められる。

(3) 以上のとおり、生活保護費支給額の算定については、誤りが認められず、前記第5の1の法令等の規定に照らしても、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却すべきである。

## 第6 付言

本件処分は、審査請求人の入院及び児童福祉法に基づく〇〇の一時保護が行われたことに伴う生活扶助費や母子加算の変更であるが、制度を熟知していない者にとっては、本件処分に係る「保護決定通知書」は、俄かに内容を理解することが難しい場合があることも考えられ、処分庁は、生活保護費の変更にあたっては、必要に応じて審査請求人に丁寧に説明することが求められる。

また、記録票から処分庁は居宅に戻るためには、ライフラインの復活が必要との認識を持っていたことが確認できるが、ライフラインの再開の手続きに係る手配は、病院が行っている。更に、ライフラインの再開の状況についても、病院や訪問看護ステーションからの報告で知り得る状態となっている。

このような状況を踏まえ、処分庁は、審査請求人世帯の状況を正確に把握した上で必要な助言をする等、より積極的な支援を行うことが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員 (部会長) 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子